奄美大島で猫を飼うために守らなければいけないこと
（飼い猫条例で定められていること）

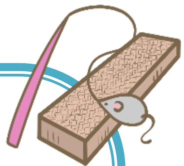

① 飼い主の責任を持とう！（第４条）

・猫の生態や習性等を勉強し、愛情を持って、最後まで飼おう。
・飼い猫がご近所に迷惑をかけないようにしよう。
・繁殖制限（避妊去勢手術）に努めよう。
・室内で飼おう。
外に出す場合は、繁殖制限は必ずしよう。

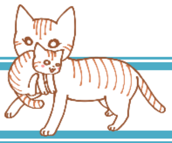

②飼い猫登録・迷子札等を付けよう！（第５条）

・飼い猫は登録をしよう。（生後３ヶ月以降、または転入した１ヶ月以内）
・首輪などに鑑札を付けよう。
・マイクロチップを装着しよう。
マイクロチップの数字は市役所に報告をしよう。

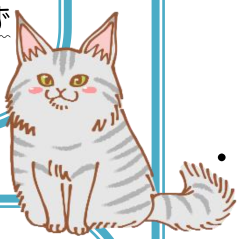

③飼い猫を譲渡した・引越しした・亡くなった等の変更があったら市役所へ報告しよう！（第７・８条）

・鑑札を紛失・損傷した場合は再度交付を受けよう。
・飼い猫に変更が生じた場合（不妊去勢手術を行った、マイクロチップを入れた、飼い主が変わった、住所が変わった等）や死亡した場合届け出をしよう。

④ 飼い猫の健康をしっかりみて、ご近所へ迷惑をかけないように飼おう！（第９・１２条）

・飼い猫には適正な量の餌と水を与えよう。
・飼い猫には健康診断や病気の予防注射などを受けさせよう。
・飼い猫の糞尿をしっかり処理し、悪臭やノミ・ハエなどの害虫を発生させないようにしよう。
・もし飼えなくなってしまっても、捨てず、譲渡先を探すようにしよう。

⑤ 飼い猫以外にみだりに餌を与えないようにしよう！（第１０条）

・奄美市内で飼い猫以外にみだりに餌を与えてご近所迷惑にならないようにしよう。

⑥飼い猫を５匹以上飼う場合は許可申請をしよう！（第１３条）
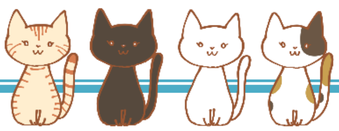
・飼い猫が健康で生活環境もよく、周りの環境や生態系に支障がないように飼おう。
猫をたくさん飼うことは時間も費用もかかることを考えよう。